

託送供給制度とは

当社が導管により、ガス供給事業を営む方（以下「託送供給依頼者」）がお客さま（大口需要家および他のガス事業者）に供給するためのガスを受け入れ、同時に託送供給依頼者が供給を行う場所において、そのお客さまに同量のガスを引き渡すサービスをいいます。（平成 29 年 4 月 1 日より実施予定）

当社の導管を利用した託送供給を希望される方には、当社の定める供給条件等に基づいて、必要な事項を明らかにして検討のお申し込みをしていただきます。

その後、当社は託送供給の可能性について検討を行い、その結果をご回答いたします。託送供給が可能な場合には、改めてその託送供給を希望される方より託送供給契約のお申し込みをいただいた後、契約に向けた協議を開始いたします。

◇ お知らせ ◇

当社は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 18 条第 1 項本文の規定に従い、平成 28 年 7 月 29 日に関東経済産業局長に託送供給約款（平成 29 年 4 月 1 日実施予定）の事前認可申請を行いました。

なお、申請に合わせて自主的に公表することとされている比較査定対象ネットワーク費用内訳表及び導管部門に係る労務単価について、以下の通り公表致します。

[託送供給約款の事前認可申請時における自主的公表について](#)